

新旧対照表

別紙 2

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である

改 正 後				改 正 前			
符号	適用条項	減免税等適用物品 <u>(概要)</u>	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	
12013	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 1 号	軽減税率適用品目 (その他の加工穀物 [とうもろこしのもの])		12013	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 1 号	軽減税率適用品目 (その他の加工穀物 [とうもろこしのもの])	
12014	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 2 号	〃 (グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)		12014	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 2 号	〃 (グルタミン酸等製造用ハイ・テスト・モラセス)	
12015	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 3 号	〃 (グルタミン酸等製造用糖みつ)		12015	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 3 号	〃 (グルタミン酸等製造用糖みつ)	
<u>12022</u>	<u>法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 4 号</u>	<u>〃 (工業用アルコール又は酢酸エチル若しくはエチルアミンの製造の用に供するエチルアルコール)</u>		(新設)	(新設)	(新設)	
12019	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>5</u> 号	〃 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)		12019	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>4</u> 号	〃 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール)	
12020	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>6</u> 号	〃 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)		12020	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>5</u> 号	〃 (酒類用原料アルコール製造用エチルアルコール及び蒸留酒)	
12016	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>7</u> 号	〃 (子牛育成用飼料調製品)		12016	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 <u>6</u> 号	〃 (子牛育成用飼料調製品)	

新旧対照表

別紙2

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である

改 正 後				改 正 前			
12021	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>8</u> 号	〃(製油原料用重油及び粗油)		12021	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>6</u> 号の2	〃(製油原料用重油及び粗油)	
12009	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>9</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの粉等)		12009	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>7</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの粉等)	
12010	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>10</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの板等)		12010	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>8</u> 号	〃(真空管等製造用ニッケルの板等)	
12011	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>11</u> 号	〃(大型コンテナ用アルミニウム板等)		12011	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>9</u> 号	〃(大型コンテナ用アルミニウム板等)	
12012	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>12</u> 号	〃(電解精製用鉛の塊〔課税価格が165.37円/kg以下のもの〕)		12012	法第20条の2第1項 令第57条第 <u>10</u> 号	〃(電解精製用鉛の塊〔課税価格が165.37円/kg以下のもの〕)	

(暫定法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品 <u>(概要)</u>	備考
(省略)	(省略)	(省略)	

(注) (省略)

(特例法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品 <u>(概要)</u>	備考
(省略)	(省略)	(省略)	

(その他)

符号	適用条項	減免税等適用物品 <u>(概要)</u>	備考

(暫定法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(同左)	(同左)	(同左)	

(注) (同左)

(特例法の部)

符号	適用条項	減免税等適用物品	備考
(同左)	(同左)	(同左)	

(その他)

符号	適用条項	減免税等適用物品	備考

新旧対照表

別紙2

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である

改 正 後				改 正 前			
(省略)	(省略)	(省略)		(同左)	(同左)	(同左)	